

ひろしま森林施業プランナー会規約

(名称)

第1条 本会は、ひろしま森林施業プランナー会(以下「プランナー会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互が地域の取組内容などの情報交換等により知識の向上を図り、地域の特性に応じた森林施業プランナーの活動を促進し、適切な森林の経営管理に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)森林施業プランナー研修の開催
- (2)会員の親睦及び情報の交換
- (3)森林施業プランナー協会の認定試験の受講促進
- (4)広島県林業研究グループ連絡協議会の会員としての林業研究活動の実施
- (5)その他目的達成上必要な事項

(事務所)

第4条 事務所は、広島県森林組合連合会内におく。

(会員)

第5条 本会の会員は、県内の森林組合職員のうち、森林施業の集約化を実践するとともに、森林経営計画の作成の中核を担う者を構成員とする。ただし、所属する森林組合がプランナー会への参加を賛同している構成員とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名
- (3)監事 1名

2 会長、副会長及び監事は、総会において会員の中から互選する。

(職務)

第7条 会長は、プランナー会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の経理を監査する。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。役員の任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を遂行する。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回会長が招集し主宰する。ただし、会長が必要と認めたとき又は会員の過半数の請求があったときは、会長が招集する。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1)事業計画及び収支予算の決定並びに事業報告及び収支決算の承認
- (2)規約の変更
- (3)役員の選任及び解任
- (4)その他運営に関する重要事項

3 総会は、会員総数の2分の1以上の出席(委任を含む。)がなければ開会することができない。

4 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計)

第10条 プランナー会の経費は、次の収入をもってあてる。

(1)会費

会費の額は、会員1人あたり年間1,000円とする。なお、会費の納入は、所属する森林組合とする。

(2)助成金

(3)その他の収入

2 プランナー会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第11条 この協議会の事務局は、広島県森林組合連合会に置く。

(附則)

本規約は、令和元年5月31日から適用する。